

第5回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 5月 6日 (金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	4番 石井 武久
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
7番 高井 武男	8番 生方 芳光
9番 萩原 正道	10番 中村 順子
11番 金井 繁行	12番 星野 博一
13番 井上 正文 (会長)	14番 牛口 長明
15番 小林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 光
事務局次長兼農地係長	大橋 真実
副主幹	佐藤 エリカ
副主査	宮下 和哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 在任委員15名中、現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時30分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時32分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、8番生方芳光委員、9番萩原正道委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時33分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします。 下記について報告 (1)農地法第3条の3の規程による届出について (2)農地の合意解約について (3)一時転用延長願 これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	午後1時33分
議長	5. 付議事件 議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	午後1時35分

事務局員

議案説明 2 件

(議案内容説明)

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず 1 番

続きまして 2 番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 22 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 22 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 23 号「公売農地の農地法第 3 条買受適格証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容内容説明)

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 23 号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第２３号「公売農地の農地法第３条買受適格証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第２４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　３件

事務局

(議案内容内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、１番

続きまして２番

次に３番

ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第２４号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第２４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第２５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局

議案説明 7件
(議案内容内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見がございましたら、発言願います。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

議長

7番について、事前着工とのことですが、どのくらいまで事前着工になるのでしょうか。

事務局

以前、西側の土地について転用申請があった際は竹林でしたが、それが今回の現地調査で伐採・整地されていることが確認されたので、事前着工と見なして始末書を添付してもらいました。

議長

つまり、写真の現況で判断したということですね。

事務局

はい。

議長

その他、ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時00分

6. 協議事項

- (1) 令和4年度推進委員の担当地区における活動目標の設定について
- (2) 令和3年度の点検・評価と令和4年度目標・活動計画について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和5年度農林関係税制改正要望について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後3時00分